

長野県市長会総務文教部会 次第

日時：平成 29 年 10 月 17 日（火）

総務部関係 10：00～

県民文化部関係 10：10～

教育委員会事務局関係 10：25～

企画振興部関係 11：15～

場所：県議会増築棟 3 階 第 2 特別会議室

1 開 会

市長会部会長あいさつ

県各部長あいさつ

2 会 議

（1）県等に対する要望事項等について

（2）その他

3 閉 会

総務文教部会出席者名簿

平成29年10月17日(火)

県議会増築棟 3階 第2特別会議室

所 属	職 名	氏 名
10:00～10:10 総 務 部	部 長 税務課長	小 林 透 荻 原 浩 文
10:10～10:25 県 民 文 化 部	部 長 こども・家庭課長	青 木 弘 草 間 康 晴
10:25～11:15 教育委員会事務局	教育次長 特別支援教育課長 文化財・生涯学習課長 参事兼保健厚生課長 スポーツ課長	角 田 道 夫 永 原 龍 一 井 上 雅 彦 林 信 一 内 山 充 栄
11:15～11:45 企 画 振 興 部	部 長 市町村課長	小 岩 正 貴 竹 内 善 彦
市長会総務文教部会		
部会長		飯田市長 牧 野 光 朗
		松本市長 菅 谷 昭
		諏訪市長 金 子 ゆかり
		小諸市長 小 泉 俊 博
		長野市副市長 樋 口 博
市長会事務局	局 長	市 川 武 二
	次 長	百 瀬 一 典

【 総務文教部会 】

所属市：飯田市・小諸市・長野市・松本市・諏訪市

No.	要望事項	提出市	県担当部署	時間	希望市
1	軽油引取税に係る課税免除措置の再延長について	飯山市 小諸市 東御市	税務課	総務	10 4 小諸、飯山、東御、安曇野
2	子どもの貧困対策事業に対する補助制度の創設について	松本市	こども・家庭課	県民文化	15 10 長野、松本、上田、岡谷、駒ヶ根、中野、大町、佐久、東御、安曇野
3	中学生を対象とした学習障がい（LD）等通級指導教室の拡充について	佐久市	特別支援教育課	教育委員会事務局	10 3 駒ヶ根、大町、佐久
4	小中学校等の医療的ケアのための看護師配置事業における県の財政支援の復活等について	松本市	特別支援教育課		10 3 長野、中野、茅野
5	国指定文化財の国庫補助事業に対する県費補助金の拡充について	長野市	文化財・生涯学習課		10 4 長野、松本、諏訪、千曲
6	学校施設環境改善交付金（学校給食施設）制度の拡充と予算の確保について	須坂市	保健厚生課		10 6 上田、須坂、伊那、駒ヶ根、中野、東御
7	総合型地域スポーツクラブへの支援について	小諸市	スポーツ課		10 4 上田、小諸、大町、飯山
8	地方創生拠点整備交付金の継続と拡大について	諏訪市	市町村課	企画振興	10 15 長野、岡谷、飯田、諏訪、須坂、小諸、伊那、中野、大町、茅野、塩尻、佐久、千曲、東御、安曇野
	地方創生拠点整備交付金の継続について	諏訪市 小諸市	市町村課		
9	緊急防災・減災事業債の拡充について	須坂市	市町村課		10 5 諏訪、須坂、飯山、茅野、千曲
10	老朽化施設等の長寿命化対策に伴う改修、建て替え等に対する財政支援について	須坂市	市町村課		10 11 岡谷、飯田、諏訪、須坂、小諸、伊那、駒ヶ根、塩尻、佐久、千曲、安曇野

【総務文教 1】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H26・8・21 第 135 回総会 ; 飯山市・東御市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 ☐ その他 ()		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国	担当省庁	総務省
	☒ 県	担当部局	総務部
	☐ その他	名 称	
件名	1 軽油引取税に係る課税免除措置の再延長について		
提案市	飯山市、小諸市、東御市		
提案要旨	平成 30 年 3 月 31 日に適用期限が到来する、軽油引取税に係る課税免除措置について、地域の産業や雇用を守るため、再延長することを要望する。		
提案理由	この措置は、法令に定められた特定の用途について軽油引取税（１リットル当たり 32 円 10 銭）が免除されるものであり、平成 27 年度の税制改正において平成 30 年 3 月 31 日まで適用期限が延長されている。 索道事業者ではスキー場ゲレンデ整備車、除雪機等に使用する軽油について免除措置を受けているが、スキー場の安定経営は地域の観光、雇用、経済面で波及効果が高く、経営維持のため免除措置の延長を要望する。 また、農業においても、担い手への農地集積を国策として進めている中で、燃料費の高騰、消費税率の引上げによる生産資材費の上昇に加え、農産物価格の低迷により、大変厳しい経営状況が続いており、農地を耕すためのトラクター、収穫のコンバイン等の燃料である軽油の減免がなくなるとは経営をさらに圧迫するため、免除措置の延長が必要である。		
現況及び課題等	飯山市ではスキー場利用者がピーク時の３割を下回り、索道事業者の自助努力による経費の削減も限界に達する中、広大なゲレンデを有する索道事業者がシーズン中に使用する軽油の使用量は膨大であり、制度が廃止されるとスキー場の経営を圧迫する要因のひとつとなりうる。農業においては、平成 27 年度に減免措置を受けた農業者が 11 名いるが、農産物価格の低迷や生産資材費の上昇等で経営が圧迫されている。		
関係法令	地方税法附則第 12 条の２の７		

【総務文教 2】（4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国 担当省庁 ☒ 県 担当部局 県民文化部 ☐ その他 名 称		
件名	2 子どもの貧困対策事業に対する補助制度の創設について		
提案市	松本市		
提案要旨	子どもの貧困対策について事業を継続的に実施するため、県の補助制度の創設を要望する。		
提案理由	平成28年度、県のモデル事業として、本市において「信州こどもカフェ（なみカフェ）」を実施してきたが、国からの補助金が得られなかったため、年度末で事業終了となった。 そこで、本市では平成29年度から、市単独で子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、子どもの健康と安全を守るため新規事業として「子どもの居場所づくり」を進めることとしている。 子どもの貧困が全国的に大きな社会的問題となっているなか、これらの事業を継続的に実施していくために、県の財政的支援を要望する。		
現況及び課題等	本市独自の実態調査の結果、家庭の経済的困窮にかかわらず、核家族化の進展や親の雇用労働環境の変化などを背景に、子どもたちがその養育環境において、少なからず心配な状況におかれ、子どもの権利が十分に保障されていない状況が見えてきた。		
関係法令	子どもの貧困対策の推進に関する法律 子供の貧困対策に関する大綱		

【総務文教 3】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☒ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	教育委員会事務局
件名	3 中学生を対象とした学習障がい(LD)等通級指導教室の拡充について		
提案市	佐久市		
提案要旨	通常学級に在籍し、一部特別な配慮が必要となる児童生徒を指導する学習障がい(LD)等通級指導教室は、県において28教室設置されているが、全て小学生を対象としていた。新たに中学生を対象とした通級指導教室を設置することを高く評価するとともに、拡充を要望する。		
提案理由	特別支援学校や各学校の特別支援学級及び通級指導教室での指導等、特別な配慮が必要となる児童生徒は年々増加している。これは、生来的な要因に加え、貧困や家庭崩壊により養育力が低下した家庭において、親の関わりが少ないことによる障がいに対する対応の遅れ等を起因とした二次的な発達障がい児の増加や、特別支援教育に対する親の意識の変化などによる。このような中で、小学校で通級指導を受けている児童に対して、中学校でも引き続き通級指導を受けることが望ましく、中学校での通級指導の必要性が増していくと考えられる。		
現況及び課題等	当市の中学校では、特別な配慮が必要となる生徒に対し、通常学級において、教室や掲示物を整理整頓することにより集中しやすい環境を整えることや、説明の仕方の工夫や課題の視覚化により、誰にでも分かりやすい授業を工夫する等、特別な配慮をしている。また、障がいの程度によっては、特別支援教育支援員を配置し、通常学級での授業や日常生活の補助を行っている。 しかし、生徒の中には、生活や学びについて、通常学級では対応が一部困難な場合、代替措置として特別支援学級に時々通い、授業を受ける生徒もいるが、特別支援学級は少人数学習を基本としており、受け入れ態勢や支援には限度がある。 このようなことから、特別支援学級に在籍するほどではない、一部特別な配慮が必要となる生徒にとって、不足した教科の補充学習や自己の障がいとの付き合い方の学習等をする場としての通級指導教室が必要である。		
関係法令	学校教育法施行規則第140条、第141条		

【総務文教 4】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（・・・第 回総会； 市）																																
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設																													
要望先	☐ 国 ☒ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	教育委員会事務局																														
件名	4 小中学校等の医療的ケアのための看護師配置事業における県の財政支援の復活等について																																
提案市	松本市																																
提案要旨	日常的な医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、看護師等を活用して医療的ケアを実施しているが、今後も対象となる児童生徒の在籍が継続するため、財政支援の復活を要望する。																																
提案理由	障がいを抱える児童生徒の通常学校への就学が増加する中、平成28年4月の障害者差別解消法の施行により、日常的な医療的ケアを必要とする児童生徒への対応が求められている。 看護師の雇用には、平成28年度は、国・県がそれぞれ補助対象経費の3分の1を補助する「小中学校等における医療的ケアのための看護師配置事業」を活用していた。 しかし、国が平成29年度から、この事業に係る補助制度を、県を介さない、国の直接補助（対象経費の3分の1）に改めたことに伴い、県の補助（対象経費の3分の1）がなくなったため、市町村の負担が増大している。市町村の負担軽減のため、県の補助事業の復活を強くお願いする。 また、看護師等が不足していることから、人材確保についても協力をお願いする。																																
現況及び課題等	看護支援員の雇用に係る経費及び補助金（国・県）と松本市負担金の比較 （単位：円） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>増減</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">経費合計</td><td>2,554,320</td><td>2,488,761</td><td>△65,559</td></tr> <tr> <td colspan="2">補助金合計</td><td>1,702,000</td><td>829,000</td><td>△873,000</td></tr> <tr> <td rowspan="2">内訳</td><td>国補助金</td><td>851,000</td><td>829,000</td><td>△22,000</td></tr> <tr> <td>県補助金</td><td>851,000</td><td>0</td><td>△851,000</td></tr> <tr> <td colspan="2">市自己負担金</td><td>852,320</td><td>1,659,761</td><td>807,441</td></tr> </tbody> </table> ※1: H28の補助率は国・県各1/3、H29は国のみ1/3 ※2: 当初予算ベース ※3: H28実績（5市）上田市、安曇野市、須坂市、松本市、茅野市 H29実績（6市）上田市、長野市、松本市、安曇野市、茅野市、中野市				項目		平成28年度	平成29年度	増減	経費合計		2,554,320	2,488,761	△65,559	補助金合計		1,702,000	829,000	△873,000	内訳	国補助金	851,000	829,000	△22,000	県補助金	851,000	0	△851,000	市自己負担金		852,320	1,659,761	807,441
項目		平成28年度	平成29年度	増減																													
経費合計		2,554,320	2,488,761	△65,559																													
補助金合計		1,702,000	829,000	△873,000																													
内訳	国補助金	851,000	829,000	△22,000																													
	県補助金	851,000	0	△851,000																													
市自己負担金		852,320	1,659,761	807,441																													
関係法令	小中学校等における医療的ケアのための看護師配置事業費補助金交付要綱																																

【総務文教 5】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H28・4・21 第138回総会；松本市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁	
	☒ 県	担当部局	教育委員会事務局
	☐ その他	名称	
件名	5 国指定文化財の国庫補助事業に対する県費補助金の拡充について		
提案市	長野市		
提案要旨	国指定文化財の保存活用を目的とする国庫補助事業に関し、適切な事業実施に必要な財源を安定的に確保するため、県の文化財保護事業補助金交付要綱に基づく県費補助金の拡充を要望する。		
提案理由	県民共有の財産である国指定文化財は、先人によって守り育てられてきた大きな誇りであり、信州ブランド発信における主要な資産として位置づけられる。その保存活用に向けた国庫補助事業の実施は、国、県、市町村の応分の負担によって成り立っている。 しかるに本県では、平成16年度以来、県費補助金交付の縮減が行われ、継続事業に対する補助率の引き下げ等が徐々に進められた。平成25年4月には補助金交付要綱改正にあわせて補助金交付要領が制定され、補助率の引き下げがほぼ固定化された状況にある。 文化財の適切な保存と有効な活用を推進していく上では、この県費補助金の縮減策が懸念されるところとなっている。円滑な事業遂行に欠かせない安定した財源確保のため、補助率引き上げ等によって県費補助金の充実に図り、事業者に対する支援を拡大するよう要望する。		
現況及び課題等	県費補助金の補助率は【要綱】で規定されているが、現状では、平成25年度に設けられた【要領】によって補助率が著しく低く抑えられている。本来あるべき【要綱】に則した運用に立ち戻ることが望まれる。 【要綱】国庫補助金相当額を控除した額の2分の1以内 (国庫補助率50%の場合＝25%以内) 【要領】事業主体が市町村以外の場合＝7.5%～1% 事業主体が市町村の場合＝建造物・重伝建＝3% 史跡等＝3%又は50万円のいずれか低い額 土地買上げ＝0%		
法令関係	文化財保護法、長野県文化財保護条例 長野県文化財保護事業補助金交付要綱、長野県文化財保護事業補助金交付要領		

【総務文教 6】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H29・4・20 第140回総会；須坂市)		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	文部科学省
件名	6 学校施設環境改善交付金（学校給食施設）制度の拡充と予算の確保について		
提案市	須坂市		
提案要旨	学校給食施設の整備は、学校施設環境改善交付金（学校給食施設）を活用して事業が執行されている。厳しい財政状況の中において現在の衛生基準にあった施設を建設するには多額の費用がかかるため、交付基準の緩和・対象施設の拡大など、交付金制度の拡充と必要な予算の確保を要望する。		
提案理由	学校給食施設は、平成 21 年の学校給食法の改正により基準に適した施設となるよう改善が求められ、基準を満たさない施設は改修や建替えが急務となっているが、学校給食施設の改修・建設には多額の費用がかかり、財源の確保が大きな課題となっている。 現在の制度では、学校施設環境改善交付金の補助率は新增築 2 分の 1、改築 3 分の 1 となっているが、共同調理場の基準面積・基準単価等の補助基準が厳しく、総事業費の 1 割程度にしか達しないのが現状である。 また、近年は、食の安全や食育の観点から、学校給食施設に対する要求も多くなっているにもかかわらず、アレルギー対策施設や米飯給食施設などが国の予算額によって補助対象から外れる年があるなど、現実と制度が乖離している。		
現況及び課題等	当市では、建設面積3,000平方メートル、4,500食の規模を想定しているが、補助基準面積は1,925平方メートルとされ、一般付帯施設も数億円の事業費に対し基準額は6,060万円と、実際の建設費と補助基準額が大きく乖離している。		
法令関係	学校給食法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律		

【総務文教 7】（8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 担当省庁 文部科学省 ☒ 県 担当部局 教育委員会事務局 ☐ その他 名 称		
件名	7 総合型地域スポーツクラブへの支援について		
提案市	小諸市		
提案要旨	総合型地域スポーツクラブの持続的な発展を推進するための、国・県の支援（クラブの運営や指導者育成等に対する財政支援）を要望する。		
提案理由	少子化の進行、指導者の不足等により、小学校のクラブ活動やスポーツ少年団活動の縮減、中学校運動部の休廃部等が加速する中、青少年の多様なスポーツニーズに応える受け皿として、総合型地域スポーツクラブの体制強化が急務となっている。 しかし、多くの総合型地域スポーツクラブは、会費や参加料、協賛金等を活動の財源としており、昨今の経済低迷とあいまって非常に厳しい運営状況にある。 これまで、国及び県は、総合型地域スポーツクラブに対して、クラブの立上げや運営に対する助言、指導者研修会の開催等による支援を実施してきたが、今後更にクラブの持続的な発展を推進するため、クラブの運営や指導者育成等に対する財政支援を要望する。 また、総合型地域スポーツクラブの活動が活発になることにより、学校における部活動指導員の人材確保につながることも期待される。		
現況及び課題等	総合型地域スポーツクラブ運営への財政支援として、独立行政法人日本スポーツ振興センターの基盤強化事業（補助率 10 分の 9、上限 2,160 千円）があり、本市のクラブも活用していたが、5 年間の期限付き補助であることから、期限が終了した平成 28 年度以降、活動資金の確保が大きな課題となっている。		
関係法令	スポーツ振興くじ助成金交付要綱		

【総務文教 8-1】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名称	内閣府
件名	8-1 地方創生拠点整備交付金の継続と拡大について		
提案市	諏訪市		
提案要旨	平成 28 年度、国の第二次補正予算に盛り込まれた地方創生拠点整備交付金の 29 年度以降の継続と整備対象施設の範囲の拡大を要望する。		
提案理由	標記交付金の支援対象となる施設整備は、主に新規性がある機能強化のための改修事業等で、長寿命化のための施設修繕等は認められていない。 しかし、地方創生総合戦略に欠かせない既存施設の中には、修繕・耐震性を高めるための改修などを行い長寿命化することで、地域の核となる拠点施設として人とお金の流れをつくり、地域の発展や地方創生につながる施設も数多く存在する。 従って、29 年度以降も交付金を継続するとともに、地方創生に大きな効果が生じる施設の長寿命化のための修繕等についても対象として認めることを要望する。		
現況及び課題等	公共施設を「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換が必要であり、既存施設でも地方創生に寄与する施設があるが、維持改修や耐震化など今後も活用をする中で多額の費用を要する。施設を維持していくことで、「稼ぐ力」の向上や「人の流れ」をつくるなど地方創生への効果を途切れることなく継続させていかななくてはならない。 そうした中で、地方創生拠点整備交付金を幅広く活用することができれば、地方創生の施策、事業を発展させることができ、また、相乗効果を高めた施設の活用をすることができる。		
関係法令	まち・ひと・しごと創生法		

【総務文教 8-2】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 担当省庁 内閣府 ☐ 県 担当部局 ☐ その他 名 称		
件名	8-2 地方創生拠点整備交付金の継続について		
提案市	諏訪市・小諸市		
提案要旨	地方創生拠点整備交付金の平成30年度以降の継続を要望する。 採択基準の緩和並びに事業対象範囲の拡大により、活用しやすい制度となるよう要望する。		
提案理由	地方創生総合戦略に欠かせない既存施設の中で、リニューアルや改修などを行い、地域の核となる拠点施設として人とお金の流れをつくり、地域の発展や地方創生につながる施設も数多く存在するため、平成30年度以降の交付金の継続を要望する。 交付金の採択に向けた「地域再生計画」の認定や、「実施計画」の策定が大きな事務負担となっていることに加え、「地方創生推進交付金」でのハード事業整備は、多額なソフト事業の実施が要件となっているなど、採択要件のハードルが高くなっているため、採択基準の緩和並びに事業対象範囲の拡大を要望する。		
現況及び課題等	公共施設を「新しく造ること」から「賢く使うこと」への転換が必要であり、既存施設でも地方創生に寄与する施設がある中、リニューアルや改修などを行うことで「稼ぐ力の向上」や「人の流れの創出」地方創生への効果を途切れることなく継続させることができる。 今後も地方創生拠点整備交付金を幅広く活用することができれば、地方創生の施策、事業を発展させることができ、また、相乗効果を高めた施設の活用をすることができる。		
関係法令	まち・ひと・しごと創生法		

【総務文教 9】（1月副市長会、4月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（・・・第 回総会）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）	分野	☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 担当省庁 総務省 ☐ 県 担当部局 ☐ その他 名 称		
件名	9 緊急防災・減災事業債の拡充について		
提案市	須坂市		
提案要旨	第三セクターが設置・運営する施設を、地方公共団体が「福祉避難所」に指定することを目的に、第三セクターが行う施設整備に対して地方公共団体が助成する経費に対して、緊急防災・減災事業債の充当が可能となるよう要望する。		
提案理由	災害対策基本法施行令第 20 条の 6 第 5 項に規定される「福祉避難所」の設置は喫緊の課題であるが、適当な施設がなく、指定するのが困難な状況である。 福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成 28 年 4 月内閣府(防災担当))では、福祉避難所の指定のポイントの一つとして、「量的に不足する場合は、公的宿泊施設、旅館、ホテル等と協定を締結し借り上げるなど対応する」としている。 そこで、市が二分の一以上を出資する第三セクターが設置・運営する宿泊施設を「福祉避難所」として活用することとし、避難者の安全性等を確保するため第三セクターが施設整備を行い、その経費に対して市が助成する場合に、緊急防災・減災事業債の充当を認めていただきたい。		
現況及び課題等	市が株式の二分の一以上を出資している第三セクターで、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項により、長の議会に対する毎年度の経営状況の提出義務がある法人であっても、株式会社であるため、その設置・運営施設が公共施設として認められず、適債事業とならない。		
関係法令	地方財政法		

【総務文教 10】（7月副市長会、8月総会採択）

区分	☒ 新規 ☐ 再提案（ ・ ・ 第 回総会； 市）		
種類	☒ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☐ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他（ ）		分野 ☒ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☐ 危機管理建設
要望先	☒ 国 ☐ 県 ☐ その他	担当省庁 担当部局 名 称	総務省
件名	10 老朽化施設等の長寿命化対策に伴う改修、建て替え等に対する財政支援について		
提案市	須坂市		
提案要旨	公用施設が老朽化した際の建て替え、長寿命化のため行う大規模改修、並びに不要となった公用施設、公共施設の除却に対して、国の財政支援（交付税措置のある地方債）を求める。		
提案理由	地方においては、苦しい財政状況を踏まえ、今ある公共施設等の長寿命化を図るために、計画的に大規模な施設改修・設備の更新を実施し多額の経費を支出する必要があるが生じている。 また、長寿命化が不可能な場合は、老朽化施設の建て替えや既存施設の取り壊しが必要となり、この場合にも多額の経費が必要となる。 国の財政支援を受けることで、長寿命化、建て替え等個々の施設の状況に応じた公用施設の適正管理が推進される。		
現況及び課題等	公共施設等適正管理推進事業債は一部を除き、公共用建物のみを対象としており、公用施設は起債の対象となっていないため、公用施設の適正化が進んでいない。また、除去費用については、公用施設、公共施設ともに交付税措置がされていない。		
関係法令	地方財政法		